令和 6 年 9 ⽉ 3 ⽇

全国有床診療所協議会会員　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人　全国有床診療所協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　斎藤　義郎

ベースアップ評価料算定のお願い

拝啓 時下、ますますご健勝のことと拝察申し上げます。

令和 6 年度診療報酬改定において、職員の賃上げによる医療機関の⼈材確保のためにベースアップ評価料が新設されました。しかしながら現状では算定している医療機関が⾮常に少ない状態が続いており、届け出が増えなければ医療機関の経営に余裕があるといった誤った認識を持たれかねません。

ベースアップ評価料については、いくつかの問題点があること、算定⽅法が分かりにくい、などのご意⾒をいただいておりますが、各医療機関において⼈材確保は喫緊の課題となっており、賃上げの原資として⼀定の効果はあると考えております。

⽇本医師会からはベースアップ評価料を積極的に算定いただきたい、とのお話しをいただいており、本会としても会員の先⽣⽅にぜひ算定いただきたく、ご案内申し上げます。

敬具

＜参考＞ (下線付箇所はサイトリンクとなっております)

1. 厚⽣労働省 ベースアップ評価料等について [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\_00053.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)

届け出様式、計算⽀援ツール、賃⾦計画書計算ツールなどがまとめられています

・届け出様式

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001250207.xlsx>

ベースアップ評価料等に係る届出については、医療機関の所在地を管轄する地⽅厚⽣

（⽀）局都道府県事務所ごとに設定された専⽤メールアドレスに Excel ファイルを提出することにより⾏います。必要な様式はすべて上記の Excel ファイルにまとめられていま

す。（メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書⾯での提出も可能です。）

1. ⽇本医師会 ベースアップ評価料 特設サイト（ログインが必要です） [https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/jirei\_kasanBU.html](http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/jirei_kasanBU.html)